

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2969号)

令和4年12月15日

横情審答申第2969号

令和4年12月15日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年7月2日健福第357号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「福祉保健システム上に記録されている本人に係る個人情報のうち、総合台帳の特定年月日 a 登録更新のメモ情報」の個人情報非訂正決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「福祉保健システム上に記録されている本人に係る個人情報のうち、総合台帳の特定年月日 a 登録更新のメモ情報」の個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「福祉保健システム上に記録されている本人に係る個人情報のうち、総合台帳の特定年月日 a 登録更新のメモ情報」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年2月26日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報は、特定年月日 b に審査請求人に係る特別障害者手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の2に規定する特別障害者手当をいう。以下同じ。）の認定請求のため特定区役所に来庁した審査請求人代理人らと特定区役所の担当者とのやり取りの概要を記録したものである。
- (2) 審査請求人は、本件保有個人情報は、審査請求人に係る特別障害者手当の申請をしなかったこと及び特別障害者手当の認定請求取下届（以下「取下書」という。）を提出しなかったことがあたかも審査請求人代理人らの意思又は責任であるように記載されているため、事実と反するとして、本件保有個人情報の削除を求めているが、本件訂正請求に係る訂正請求書及び審査請求書並びにこれらの添付書類には、双方の言動がどうであったかが客観的に示されておらず、審査請求人から本件訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料は提出されていない。

この点について、審査請求人は、審査請求書において、本件訂正請求時に提出した福祉保健システム上の特別障害者手当台帳（以下「特別障害者手当台帳」という。）の「特別障害者手当 台帳履歴一覧」（以下「台帳履歴一覧」という。）における特

定年月日bのログ（以下「アクセスログ」という。）について、実施機関は一切言及していない旨主張しているが、アクセスログは、担当者が福祉保健システムにおいて行った作業の記録を示すものにすぎない。

- (3) 実施機関においても、特定年月日bに審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求のため、特定区役所に来庁した審査請求人代理人らと特定区役所の担当者とのやりとりにおける双方の言動がどうであったかを示す客観的な証拠がないことから、本件訂正請求のとおり保有個人情報が事実でないことが確認できる資料を保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消す裁決を求める。

- (2) 本件処分の判断には、以下の誤りがあるため、取消しは免れない。

ア 本件保有個人情報には、審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求をしなかったこと及び取下書を出さなかったことがあたかも審査請求人代理人らの意思又は責任であるように記載されているが、特定年月日bに特別障害者手当の認定請求に関して、審査請求人代理人は、特定区福祉保健センター高齢・障害支援課のA係長から著しく不当な妨害を受けたものであり、本件保有個人情報は明らかに事実を反する。

イ 審査請求人は、本件訂正請求において、当事者の証言を踏まえて詳細に認定請求に係る事実関係を主張しているが、何ら採用されていない。

ウ 審査請求人代理人がA係長から審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求を妨害されたことについては、審査請求人の姉も同席し、被害を認めている。

エ 審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に係る不服申立手続について、処分庁である実施機関から認定請求の妨害及び請求権の侵害についての事実関係について特段の反論がなかった。

オ A係長は、審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求のために来庁した審査請求人代理人らの意思に反して取下書を出力した。

カ 取下書の提出がないまま、特別障害者手当台帳に取下げの情報が残っていたため、本件保有個人情報が利用されたと考えられる。

キ 審査請求人代理人は、特定年月日 b の A 係長とのやり取りがあった翌日に厚生労働省に特別障害者手当の認定請求の妨害被害を訴えている。

ク 福祉保健システムのメモ情報の目的が定められている内部規定等の根拠が示されていない。行政において、手段は目的に適合したものでなければならず、また、手段は目的達成に必要な不可欠なものでなければならないにもかかわらず、本件保有個人情報、目的が不明又は不透明であり、不当であることは明らかである。

また、本件保有個人情報における公開の項目は「全市」となっており、本件保有個人情報は、入力した担当職員の所属課だけでなく、福祉保健システムにログインすることができる全ての横浜市職員に共有されているが、そのような広範囲にわたって共有する具体的必要性について、実施機関は一切説明していない。

ケ 福祉保健システムの入力業務は、職員の判断のみで行われているのが現状であり、職員の恣意性を事前に防ぐような規制もなく、本件保有個人情報を福祉保健システムに入力する根拠及び必要性に乏しいと言わざるを得ず、横浜市は、業務に必要な範囲を超えて個人に係る事実関係の情報を保有していることは明らかである。

コ 区の窓口業務に係る事実関係を後日市民が証明する場合、どのような証拠を提出すればよいかの具体性に欠けており、単に「客観的な証拠」がないことだけを理由に訂正しないことは明らかに不当である。また、横浜市が根拠のない本件保有個人情報の利用目的又はその妥当性も明らかにしないまま、市民に対してのみ厳格な証明を求めることは著しく公平性に欠ける。

サ 台帳履歴一覧からみて、区役所の利用時間を大幅に超過して認定請求書及び取下書を出したことは明らかである。審査請求人が本件訂正請求において提出したアクセスログについての実施機関の説明は、説明になっていない。

審査請求人代理人らは、特定年月日 b の特定時刻 a 過ぎに来庁し、審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求をしたい旨 A 係長に申し出たが、アクセスログによれば、窓口業務を担当した A 係長が新規認定申請登録をしたのは特定時刻 b、取下情報を登録したのは特定時刻 c である。特定時刻 b から特定時刻 c までの間だけを見ても、同係長が審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求のために来庁した審査請求人代理人らを長期間にわたり拘束し、妨害に及んでいたことが容易に認められる。

シ 以上のとおり、本件保有個人情報は、特段の根拠もなく必要な範囲を超えて個人情報を保有していること及び虚偽記載であることは明らかであるため、削除される

べきである。

5 審査会の判断

(1) 福祉保健システムに係る事務について

福祉保健システムは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に関連した高齢・障害・児童福祉サービス（以下「高齢・障害・児童福祉サービス」という。）の決定、手当の支給、決定通知書等の発行等の事務処理を行うために使用しているシステムである。区福祉保健センター（福祉保健課、高齢・障害支援課及びこども家庭支援課）、児童相談所のほか局の業務所管課で使用している。

福祉保健システムの総合台帳とは、高齢・障害・児童福祉サービスの対象となる個人の基本情報をまとめたものである。総合台帳のメモ情報欄は、高齢・障害・児童福祉サービスの対象となる個人に係る高齢・障害・児童福祉サービスの決定等の事務処理に関して職員間で共有する必要がある情報を記録して、担当者が替わっても円滑に事務処理を行うことを可能とするために使用している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、特定年月日 b に審査請求人代理人らが特定区役所に審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求をするために来庁したこと、福祉保健システムで特別障害者手当の認定請求書及び所得状況届（以下「認定請求書等」という。）を出力し、記入及び提出を依頼したが、記入及び提出せず、請求しなかったこと並びに取下書を出力し、記入及び提出を依頼したが、拒否されたことを福祉保健システムの総合台帳のメモ情報欄に記録したものである。

(3) 本件訂正請求について

審査請求人は、特定年月日 b に特別障害者手当の認定請求をしなかったこと及び取下書を提出しなかったことがあたかも審査請求人代理人らの意思又は責任であるように記載されているため、本件保有個人情報は、事実と反している上、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有しているとして、本件保有個人情報の削除を求めている。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 保有個人情報の訂正請求権について、条例第34条第1項では、「何人も、自己を

本人とする保有個人情報・・・の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。また、保有個人情報の訂正請求の手續について、条例第35条第1項では、「訂正請求は、・・・訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出してしなければならない。」と規定している。

イ 条例第34条に規定する訂正請求は、当該保有個人情報に「事実」の誤りがあると認められる場合に行われるものである。「事実」の誤りとは、当該個人情報を保有すべき事務の目的、内容等及び当該個人情報の性質、内容等からみて、公的記録又はそれに準ずる資料によって何人でもその過誤が客観的に判断できる事項について、前記事実との間に不一致がある場合をいうものであり、「評価・判断」に関する事項には及ばないものと解すべきである。

ウ 審査請求人は、本件保有個人情報には、事実の誤りがあると主張しているため、当審査会では、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) A係長が、特定年月日bに、特別障害者手当台帳の申請日欄及び取下日欄に「特定年月日b」と入力したのは、審査請求人に係る特別障害者手当の認定申請をするために来庁した審査請求人代理人らに対して、審査請求人に係る認定請求書等及び取下書を出力するためであった。

(イ) 区役所の担当職員が、窓口で提出された認定請求書その他の提出書類の確認等を完了し、特別障害者手当台帳の申請状態欄に「完了」の入力処理をすることにより、特別障害者手当台帳の申請状態欄に「完了」と表示される。

認定請求書等の出力後、区役所の担当職員が申請状態欄の入力を完了するまでの間は、特別障害者手当台帳の申請状態欄に「保留」と表示される。

エ 当審査会において、審査請求人に係る特別障害者手当台帳を確認したところ、A係長により申請日欄及び取下日欄に「特定年月日b」と入力されていた。

そのため、本件保有個人情報のうち、特定年月日bにA係長が審査請求人に係る認定請求書等及び取下書を出力した事実には誤りはない。

オ また、審査請求人に係る特別障害者手当台帳において、申請日欄及び取下日欄に「特定年月日b」を入力する処理がされてから特定年月日cに出力した認定請求書について申請状態欄に「完了」の入力処理がされるまでの間の申請状態欄には「保

留」と表示されているため、A係長が特別障害者手当台帳の申請日欄に「特定年月日b」と入力し、同日に出力した審査請求人に係る認定請求書等が提出されたことを客観的に確認することはできない。

そのため、特定年月日b付で出力した審査請求人に係る認定請求書等が提出されていない事実には誤りがあるとはいえない。

カ それ以外の本件保有個人情報の記載事項について確認するため、当審査会において、本件訂正請求に係る訂正請求書及び審査請求書並びにこれらの添付書類を確認したが、特定年月日bの審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に係るやりとりを客観的に証明できるものとは認められなかった。また、訂正請求のとおり本件保有個人情報が事実でないことを確認できる資料を保有していないとの実施機関の説明にも不合理な点は認められない。

キ なお、審査請求人は、本件訂正請求時に提出した台帳履歴一覧を示して、実施機関がアクセスログを証拠として採用しないことは妥当性を欠く旨主張しているため、当審査会において、本件訂正請求に係る訂正請求書添付の台帳履歴一覧を確認したが、特定年月日bの審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に係るやりとりを客観的に示すものではなかった。

ク 審査請求人は、本件保有個人情報には審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求をしなかったこと及び取下書を提出しなかったことがあたかも審査請求人代理人らの意思又は責任であるように記載されている旨主張するが、当該主張は、特定年月日bに審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求をしなかったことに対する審査請求人と実施機関の認識や評価の違いに基づくものであるから、当該主張に基づき本件保有個人情報の訂正を求める部分は、訂正請求の対象となる「事実」の誤りには該当しない。

ケ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

コ したがって、本件訂正請求には理由があるものと認めることはできない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 7 月 2 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 8 月 17 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 2 年 8 月 20 日 (第260回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 2 年 9 月 9 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令和 4 年 4 月 14 日 (第280回第三部会)	・ 審議
令和 4 年 7 月 21 日 (第283回第三部会)	・ 審議
令和 4 年 8 月 18 日 (第284回第三部会)	・ 審議
令和 4 年 9 月 15 日 (第285回第三部会)	・ 審議
令和 4 年 10 月 20 日 (第286回第三部会)	・ 審議